

社会福祉法人明日葉 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年 3月 15日～平成 34年 3月 14日までの 3年間
2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、社会保険制度に基づく出産手当・出産育児一時金や育休中の社会保険料免除制度等の周知

<対策>

- 平成 31年 3月～ 周知用パンフレットの作成
- 平成 31年 3月～ パンフレットの配布

目標2：子の看護休暇制度の時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用

<対策>

- 平成 31年 4月～ 育児・介護休業規程の改定
- 平成 31年 4月～ パンフレットなどによる社員への周知
- 平成 31年 5月～ 対象労働者に利用を促す